

## 「支払審査会」のご利用状況

保険金・給付金等のお支払いに関して不服のお申し出があった場合、当初の支払・不払いを決定した部門とは別の部署で再査定を行っています。その結果にもご納得いただけない場合は、お客様のご希望により「支払審査会」での審査をご請求いただくことができます。

「支払審査会」は、会社とは全く利害関係のない社外の委員（弁護士・医師・大学教授・消費者問題の専門家）のみで構成され、中立的な視点で支払査定結果等の妥当性を審査いたします。支払審査会は2007年1月に設定され、審査のご請求に応じて、毎月開催を予定しております。

### 支払審査会審査状況

2020年4月から2021年3月までの「支払審査会」のご利用は1件で、審査内容は以下の通りでした。

項目	内容	合計
介護保険金	約款に定める介護保険金の支払い事由に該当しないため、介護保険金を支払い非該当とした決定に対するお申し出。	1件
合計		1件